

公表されるべき事項

国立大学法人東京学芸大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	厳しい財政事情や現下の経済社会情勢を踏まえ改定を見送った。
理事	同上
理事(非常勤)	同上
監事	同上
監事(非常勤)	同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	18,667	11,928	5,308	1,431 (地域手当)			
A理事	14,954	9,408	4,186	1,129 (地域手当) 231 (通勤手当)			
B理事	14,747	9,408	4,186	1,129 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
C理事	14,893	9,408	4,186	1,129 (地域手当) 170 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	1,148	1,148		()			
A監事 (非常勤)	2,584	2,584		()			
B監事 (非常勤)	2,736	2,736		()			*

注1:「地域手当」とは、当地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、外部委託や雇用形態の多様化等を検討して、その節減に努力する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給・昇格を実施するほか、勤勉手当の成績率を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇給)	基準日前1年間における勤務成績の区分に応じた号俸数を昇給させる。
俸給月額(昇格)	勤務成績が特に良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される割合を乗じて得た額とする。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

①地域手当の支給率が11%であった地区を1%引き上げ、大学全体の支給率を12%に統一した。

②附属学校に主幹教諭を配置したことに伴い、教育職種(附属高校教員、附属義務教育学校教員)の俸給表に特2級を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	775	46.4	8,324	5,993	148	2,331
事務・技術	176	42.7	6,286	4,577	127	1,709
教育職種 (大学教員)	313	51.1	10,123	7,170	164	2,953
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	43.3	5,120	3,751	99	1,369
教育職種 (附属高校教員)	115	44.9	7,965	5,830	142	2,135
教育職種 (附属義務教育学校教員)	164	42.5	7,443	5,462	144	1,981
教育職種 (外国人教師等)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1					

注:「技能・労務職種」とは、調理師、用務員、農夫である。

注:「教育職種(附属高校教員)」には、附属国際中等教育学校及び附属特別支援学校教員を含み、「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

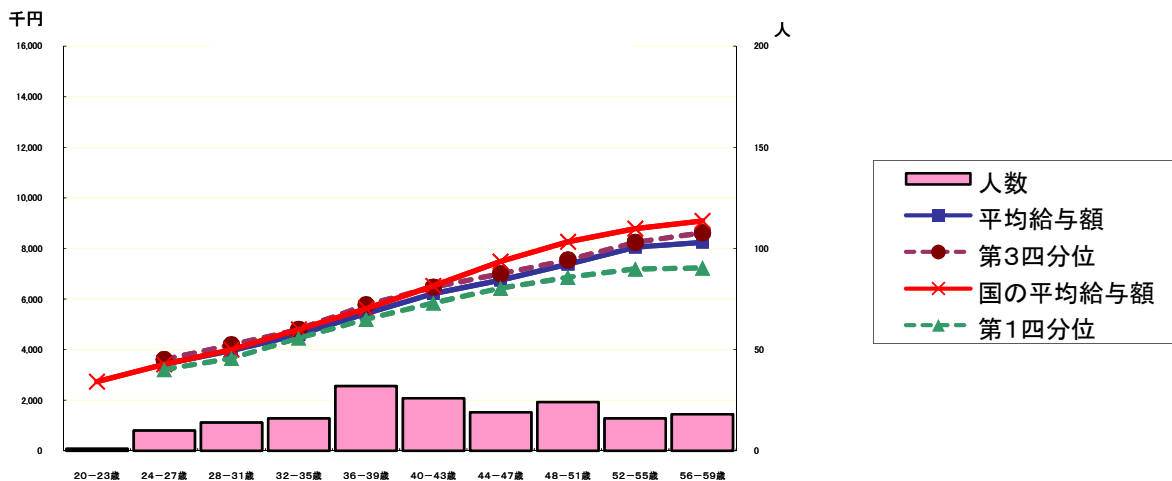
注:「教育職種(外国人教師等)」「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:区分「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」については、該当者がいないため、表を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

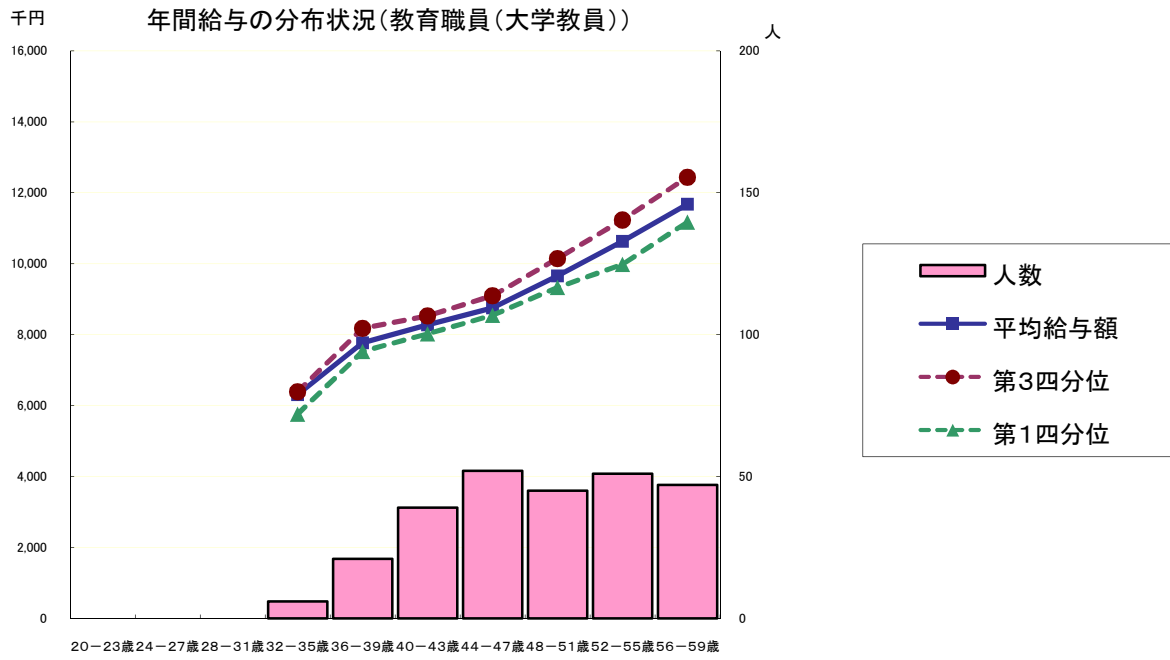
注:事務・技術職員の20-23歳は、該当者が1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
局長	1人	歳	千円	千円	千円
部長	3人	53.8	千円	11,063	千円
課長	12人	52.3	8,076	8,506	8,949
課長補佐	15人	54.6	7,528	7,720	8,037
係長	79人	45.9	6,196	6,594	7,033
主任	26人	38.2	4,943	5,279	5,530
係員	40人	30.9	3,606	4,040	4,423

注:局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項は表示していない。

また、部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	175人	56.3歳	10,396千円	11,136千円	11,903千円	
准教授	113人	45.0歳	8,256千円	8,685千円	9,115千円	
講師	19人	42.3歳	6,961千円	7,632千円	8,394千円	
助教	6人	43.0歳	6,398千円	6,945千円	7,569千円	

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		局長	局長	局長	部長	課長	課長補佐	係長	係長・主任	係員	係員
人員(割合)	176	0 (%)	1 (0.6%)		3 (1.7%)	4 (2.3%)	14 (8.0%)	23 (13.1%)	84 (47.7%)	32 (18.2%)	15 (8.5%)
年齢(高)					56 51	57 50	59 42	58 47	58 35	50 28	30 22
所定内給与年額高					8,127 7,631	6,649 6,355	6,563 5,197	5,734 4,869	5,389 3,370	4,403 2,664	2,930 2,332
年間給与額高					11,297 10,733	9,178 8,821	8,949 7,244	8,047 6,924	7,403 4,683	5,992 3,643	3,889 3,188

注:9級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(高)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助教
人員(割合)	313	175 (55.9%)	113 (36.1%)	19 (6.1%)	6 (1.9%)	0 (%)
年齢(高)		64 47	63 34	55 32	53 32	
所定内給与年額高		9,478 6,172	7,384 5,006	6,674 3,954	5,870 4,553	
年間給与額高		13,677 8,602	10,324 7,113	9,473 5,553	8,082 6,172	

賞与(平成20年度)における査定部分の率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		(6月)	(12月)	計
管理職員	一 支給分(期末相当)	62.4	64.3	63.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.6	35.7	36.6
	高	43.0 32.3	48.5 29.3	46.1 31.9
一職員	一 支給分(期末相当)	64.8	67.9	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2	32.1	33.6
	高	41.7 31.4	38.5 26.5	38.9 29.9

教育職員(大学教員)

区分		(6月)	(12月)	計
管理職員	一 支給分(期末相当)	61.2	64.4	62.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.8	35.6	37.1
	高	41.7 33.3	38.5 30.4	40.0 31.8
一職員	一 支給分(期末相当)	65.4	68.4	66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	31.6	33.1
	高	41.7 31.9	38.5 29.1	40.0 30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の 標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

国家公務員(行政職(一)) 93.2

他の国立大学法人等 107.0

(教育職員(大学教員))

他の国立大学法人等 104.0

注1: 当法人の年齢別人員 成をウ イ に用い、当法人の給与を国の給与水準(「他の国立大学法人等」においては、す ての国立大学法人等一つの法人とみなした 合の給与水準)に置き えた 合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から される 数をいい、人事院において

給与水準の 標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
数の状況	国家公務員 93.2	
	参考	地域勘案 98.7 学 勘案 93.5 地域・学 勘案 99.3
給与水準の の	国からの財政支 について 支 の総額に める国からの財政支 の割合 68.4% (国からの財政支 額 9638 円、支 の総額 14,093 円:平成20年度) 結果 国家公務員 数が93.2と100 であるため、給与水準は と れる。	
講 る措置	当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 100.5

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,644,463	千円 7,853,192	千円 (%) △208,729 (△2.7)	千円 (%) △335,368 (△4.2)
退職手当支給額 (B)	千円 898,633	千円 1,431,312	千円 (%) △532,679 (△37.2)	千円 (%) 300,248 (50.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 573,517	千円 510,984	千円 (%) 62,533 (12.2)	千円 (%) 192,820 (50.6)
福利厚生費 (D)	千円 938,598	千円 969,045	千円 (%) △30,447 (△3.1)	千円 (%) △56,482 (△5.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,055,211	千円 10,764,534	千円 (%) △709,321 (△6.6)	千円 (%) 101,218 (1.0)

注:端数処理は、金額については「単位未満切り捨て」、増減率については「小数点第2位で四捨五入」とする。

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 人件費増減の理由

- ・ 給与、報酬等支給総額 前年度と比較し2.6%減となっている。これは、大学教員の定年退職者の後任補充の凍結、早期退職者制度の活用などの職員の計画的な人員削減を行った結果、減額となった。
- ・ 退職手当支給額 前年度と比較し37.2%減となっているが、退職した職員数が減少したことによるものである。
- ・ 非常勤役職員等給与 前年度と比較し12.2%増となっているが、大学教員の定年退職者の後任補充の凍結に伴い特任教員を配置したこと及び競争的資金等により雇用される非常勤職員が増加したことによるものである。
- ・ 最広義人件費 上記の理由を総合し、6.6%減となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	8,246,939	7,999,099	7,853,192	7,644,463
人件費削減率 (%)		△3.0	△4.8	△7.3
人件費削減率(補正值) (%)		△3.0	△5.5	△8.0

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし